

三木市記者発表資料 (令和6年3月29日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 人権推進課	課長 平井隆禎 (内線 5050)	人権施策推進係	0794-82-8388 (内線 5050)

タイトル
<p>「三木市パートナーシップ制度」がスタートします ～ だれもが自分らしく暮らせるまちをめざして ～</p>
本件のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・制度の内容（利用可能となるサービス及び手続の方法など）が決定
説明文
<p>「三木市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、すべての人の人権が尊重される明るく住みよいまちづくりの一環として、「三木市パートナーシップ制度」を導入します。</p> <p>この制度は、互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係にあるお二人が、パートナーシップ届出受理証明書を提示することにより、届出されたお二人のほか、いずれかの子どもや親なども含め、家族として様々な行政サービスを受けていただくことが可能になる制度です。</p> <p>1 導入日 令和6年4月1日（月）</p> <p>2 対 象 一方又は双方が市内に住所を有する（転入予定を含む）18歳以上の同性カップルや様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップル ※希望に応じて、子どもや親等の名前も市が発行する証明書に記載可能 ※現在、同一の対象で制度を実施しているのは明石市のみ（4月1日から県も同一の対象で制度を実施予定）</p> <p>3 制度概要 ・互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した関係にあるふたりが必要書類（住民票の写し、戸籍抄本、本人確認書類など）を添えて三木市男女共同参画センターに届出（郵送又は電子申請サービスも可） ・市は書類を確認し、後日、届出がなされたことを証明する「パートナーシップ届出受理証明書」（別添）を交付 ※届出又は交付時のいずれかにふたりで直接来ていただく必要あり ・証明書の提示により次のサービス等の利用が可能となる</p>

4 利用可能となるサービス

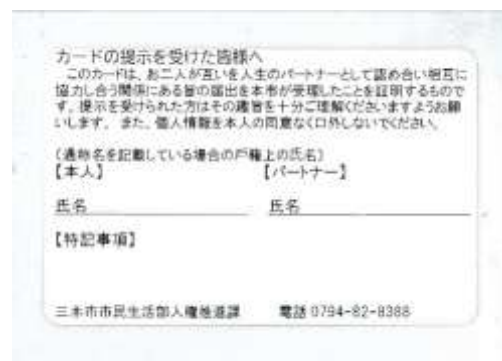
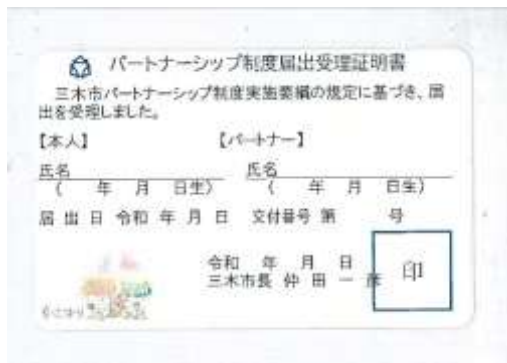
- ・公営住宅の入居申請
 - ・公立病院での面会、病状説明、手術等の同意
 - ・公立保育所、認定こども園等の送迎など
 - ・災害見舞金の申請
 - ・犯罪被害者等見舞金の申請
 - ・住民票の続柄で「縁故者」の選択が可能
- ※民営の医療機関及び施設についてはご協力いただけるよう依頼している。対応可能な施設等詳しくは人権推進課まで問い合わせください。

5 ホームページ <https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/18/67513.html>



6 その他

県も同様の制度を4月1日に導入することから、県の証明書でも市と同様のサービスの利用が可能となる。しかしながら、すべての人の人権が尊重され、明るく住みよい三木市の実現を図ることを目的に2001年1月1日に「三木市人権尊重のまちづくり条例」を制定していること、又、三木市人権尊重のまちづくり推進審議会から制度導入に向けた意見書の提出があったことなどを踏まえ、「三木市パートナーシップ制度」を導入します。



本案件は次のSDGs目標
に関連します。

